

# 光市記者発表資料

令和7年1月24日

件名

消費生活研修会の開催について

内容

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されたことに伴い、市民に理解を深めていただくため、消費生活研修会を開催します。

記

## 1 目的

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化され、同日以前の相続であっても、相続登記がされていないものは、義務化の対象です。この研修会で、相続登記の義務化や、相続登記申請手続きの流れなどを学びます。

## 2 日時

令和7年2月15日（土） 10時～11時30分

## 3 場所

あいぱーく光 1階 いきいきホール

## 4 参加申込

先着50名

電話又は、市ホームページを確認されメールにて、2月10日（月）までにお申し込みください。



## 5 講師

杉本篤哉 氏（山口地方法務局周南支局登記部門 登記専門職）

## 6 主催

光市

問合せ

担当課 光市生活安全課市民相談係 担当者 荒川  
電話 0833-72-1452

# ～あなたと家族をつなぐ 相続登記～

## ● 講師紹介

杉本 篤哉(すぎもと あつや)氏  
山口地方法務局周南支局登記部門  
登記専門職



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。同日以前の相続であっても、相続登記がされていないものは、義務化の対象です。この研修会で、相続登記の義務化や、相続登記申請手続きの流れなどを学び、不安や疑問点を解消しましょう。皆様お誘いあわせの上ぜひご参加ください。

親から受け継いだ不動産・・・。  
どうしよう・・・。



相続登記の申請って  
自分でもできるの？

相続登記の義務化って  
テレビで見たけど・・・  
相続登記ってなに？



日時

令和7年2月15日(土) 10時～11時30分

場所

あいぱーく光 いきいきホール(開場9時30分)

募集人数

先着50人

受講料

無料

申込締め切り

令和7年2月10日

申込先・問合せ

光市生活安全課 市民相談係

電話 0833-72-1452

メール [seikatsuanzen@city.hikari.lg.jp](mailto:seikatsuanzen@city.hikari.lg.jp)

